

第40回

大阪市廃棄物減量等推進審議会

平成20年2月18日（月）

大阪キャッスルホテル6階 鴛鴦の間

開 会 午後2時26分

○並河課長代理 ただいまから第40回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の出席状況ですが、現在のところご欠席の連絡をいただいておりますのは、小畑委員、服部委員でございます。その他の皆様につきましては、ご出席でございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

(配付資料確認)

○並河課長代理 それでは、本題に入らせていただきます。郡寫会長、よろしくお願いたします。

○郡寫会長 立春を過ぎたとはいえまだまだお寒い中をご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は、いつものように公開で行われております。本日、撮影許可を求めている報道機関はございますか。

○辻課長 ございません。

○郡寫会長 今日は答申案について議論するわけですが、本日をめどにとりまとめをしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、前回の議事の取扱いにつきまして、事務局からご報告をお願いします。

○辻課長 前回の審議会で、大阪市からお示した資料に基づいて私からご報告をしたわけですが、その内容に若干違っていた点がございますので、本日、ご報告をして、その取扱いについてご審議をお願いしたいと思います。

既に委員の皆様にはご案内をさせていただいておりますが、前回の審議会資料の説明の時に、中小事業者の減量をどう進めるかの項に関連して、以前の審議会での大橋委員からのご提案を紹介した表現で、「10kg未満の事業者でもISOを取得しているところもある。そうしたところのごみ減量に関心があるので、そこからアプローチする方法がいいのではないか」という具体的な提案があったと説明したわけでございますけれども、実際に大橋委員がご提案された趣旨は、ISOを取得している事業者でしたら、ペーパーレスにするとか、カートンやコンテナのリユースを事業者自身が考えるけれども、そういうことがコスト削減にも関わっていく。10kg未満の排出事業者に関しても、紙ごみをリサイクルする前に、「こうしたらペーパーレスにしていける。それはおたくにとってもコスト削減

になるんです」という具体的なアプローチが、「リサイクルをください」とか「お金を払いなさい」という前に必要なのではないですかというご提案でございました。

これはISOを取得している事業者の認識を、10kg未満の事業者にも具体的にアプローチ手法として採用することをご提案いただいたもので、10kg未満の排出事業者の中にISOを取得している事業者があるということではございません。私の説明が誤っておりました。大橋委員をはじめ、審議会の皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしました、申し訳ございません。

従いまして、第39回の審議会の議事録につきまして、事務局から説明をいたしました内容で誤りの部分を取消しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご承認をお願いしたいと思います。以上でございます。

○郡寫会長 今、事務局から趣旨の誤ったところを訂正したいという申出がありました。この件の取扱いにつきまして、ご意見等ございますでしょうか。

なければ、前回の議事録からその部分を事務局で削除していただくということで、よろしくございますでしょうか。

それでは、そうさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

前回に続きまして、答申のとりまとめを行っていきたいと思います。議題は、「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方についての答申（案）」でございます。前回、皆さん方のご意見をいただいた上で訂正しているところを中心に、お話をいただけたらと思います。

○辻課長 ありがとうございます。議事録の取扱いにつきまして、その部分を削除させていただきたいと思います。

それでは、お手元に「大阪市における事業系ごみ減量施策のあり方について 答申（案）」をお配りしております。それに基づいて、訂正いたしました箇所を中心にご報告したいと思います。

まず、前回の審議会で、「事業者」とか「排出事業者」という言葉が重複しているところがあるというご意見をいただきましたので、「排出事業者」という言葉で統一させていただきまして、紛らわしい点について訂正いたしております。それは、以後の報告の中で述べたいと思います。

1 ページの左側、目次でございます。ここで変えましたのは、この「答申（案）」の構成です。5番の「事業系ごみ減量施策の今後の方向性」として、「(3)他都市事例を踏まえ

た減量施策」という項を1つ起こしております。以前のとりまとめ案では、指定袋制度導入についての項となっておりますが、4番の「他都市における事業系ごみ減量施策」との整合性をとる意味で、(3)として①指定袋制度の導入と②資源物等の搬入禁止を2つあげさせていただいております。従いまして、6の「さいごに」で資源物等の搬入禁止が入っていたのですけれども、それをただいま申し上げました項の中に引き上げております。それが目次の変更点でございます。

1ページ、「はじめに」の項でございます。最初の3行は、「循環型社会」を構築することが国際的にも非常に重要な課題となっているということでございましたけれども、今日、地球の温暖化とか天然資源の枯渇の問題が言われておりますので、そうした問題について言及する意味で、――「地球温暖化」や「天然資源の枯渇への懸念」といった地球規模での環境問題に対する取組が社会全体に求められている――という形にしております。

それから、4行目から下の9行は、新たに挿入させていただきました。――我が国における循環型社会形成に向けた取り組みとしては、平成12年の「循環型社会形成推進基本法」の制定や、数次にわたる「廃棄物処理法」の改正、さらには各種「リサイクル法」の制定・改正を行うなど、法的基盤の整備・充実を図りつつある。こうした法的整備の主な内容としては、製造事業者等が製品の使用後の段階等で一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方等が取り入れられているほか、「循環型社会形成推進基本法」では、「廃棄物等」のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進するため、「循環資源」の循環的な利用及び処分の基本原則として、「①発生抑制」、「②再使用」、「③再生利用」、「④熱回収」、「⑤適正処分」という優先順位を定めており、廃棄物処理に伴う環境への負荷の低減に向けた動きが着実に拡大しつつある――。

それ以降は、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」に関わって、事業系ごみの減量施策の重要性を述べているわけですが、国全体としても拡大生産者責任等の事業者責任の考え方が広められてきているということも、ここで表現をさせていただきました。

下から8行目から最後までは、若干文章整理をいたしました。――大阪市は、事業所数や昼間流入人口が他都市と比較して突出しており、こうした地域的特徴により、事業系ごみのごみ処理量の約6割を占める実情にあり、「基本計画」の目標達成（事業系ごみは平成22年度の処理量を平成16年度から10%削減する）に向けて、事業系ごみの減量が大きな課題である。本答申は、「事業系ごみの減量施策のあり方」について本審議会の審議経過を踏まえ、「今後の方向性」としてとりまとめた――。とりまとめの方向をここで表現さ

せていただきました。――本答申により、大阪市が事業系ごみの減量施策について早急に検討され、「持続可能な循環型都市の構築」に向けた実践的課題として、これまで以上に効果的なごみ減量施策を進められたい。――という括りにしております。

2ページの「審議の経過」につきましては、前回のとりまとめのとおりでございまして、最後の行に「20年2月までの9回」というのを入れさせていただいております。

3の「事業系ごみの現状と課題」でございまして、ここも文章として表現を整理をしたところでございます。この部分につきましては、大きく変わっておりません。

3ページにつきましては、大阪市が実施してきた事業系ごみの減量施策を表現しております。ここも変更はございませんが、真ん中の「適正搬入対策」で、「焼却工場等」という表現を入れて、焼却工場での適正搬入対策を実施していることがわかるようにしております。

「③家庭系ごみ・事業系ごみの収集状況」でございまして、ここも大きく改正はしておりません。「ごみ量」を「ごみ収集量」ということで、きちっとその中身がわかる形に表現を統一させていただいております。

4ページにまいります。2行目、――それ以外の建築物からの排出実態については――のところでございますけれども、大規模建築物については、――減量計画書の提出により当該建築物におけるごみ減量の取組等について概ね把握できているが――、「それ以外の事業者は」となっていたところを、――それ以外の建築物からの排出実態については、十分把握できていない――として大規模建築物との整合性をとらせていただいております。この方が「事業者」という言葉よりよく理解できるのではないかと思います。

5行目。――特定建築物（大規模建築物）について建物用途別で比較するとごみ発生量や資源化率等が異なっている――。ここは「ごみ組成が」となっておりましたが、資料7に基づいた表現にさせていただきました。

その下の「特定建築物（大規模建築物）の排出実態（資料8参照）」とした中で、建物用途別と品目別にそれぞれ資源化率を書いておりますけれども、資料8に平成18年度の資料を挿入しました関係で、平成18年度の数値をそこにあげさせていただきました。従って、製造工場が50%となっておりますが、前は53%となっております。それは、平成18年度の資料に合わせているということでございます。

「⑤許可業者が収集するアパート・マンションの実態」でございまして。「平成17年度の資源化率の比較」で書いております業者収集量が想定排出量なので、それがわかるような

形で前の3行の文章を整理しました。――一部のアパート・マンションから排出されるごみを許可業者が収集しており、その収集量は「事業系ごみ」として集計されているが、大阪市が収集している家庭ごみと比較すると、大阪市の処理施設に搬入された資源ごみや容器包装プラスチックの量が極めて少ない――。実態をそのまま理解できるように表現させていただきました。

5ページ、今までの流れと整合性をとるために、「(2)事業系ごみの課題」では、「本来の課題として」という表現がございましたけれども、事業系ごみの課題整理に当たって、排出事業者にかかる課題と許可業者のアパート・マンションの課題に区分して簡単に表現させていただきました。「①排出事業者にかかる課題」について、ごみの排出実態が概ね把握されている大規模建築物と、排出実態が十分に把握できていないそれ以外の建築物に区分けしております。以降は「中小規模事業者」という表現が出てきますけれども、大規模建築物以外の建築物をここでは「中小規模事業者」という区分にして整理しました。また、アの大規模建築物では、――大規模建築物については、減量指導によりその建築物から排出されるごみの排出実態が概ね把握されており――として、何が把握されているのかわかるように表現しております。

6ページの2行目。――従って、許可業者が収集するアパート・マンションの居住者・所有者・管理者に対して、分別排出に関する意識の高揚など、資源化率の向上に向けた取組の検討が必要である――。以前は「検討を行う必要がある」としておりましたが、「取組の検討が必要」という端的な指摘の表現にしております。

4の「他都市における事業系ごみ減量施策」につきましては、他都市のごみ減量施策について審議を行ってきた経過を整理させていただいております。

5の「事業系ごみ減量施策の今後の方向性」につきましては、「大阪市のごみ減量施策のあり方（平成9年6月6日答申）」とありますけれども、この時期に大阪市の家庭系及び事業系ごみの減量施策について全般的なご審議をいただき、方向性について提言をいただいておりますので、「全般的なごみ減量施策について提言を行い」ということを追加しております。引き続く部分は、ご審議いただいた内容のとおりでございます。

7ページ、「(1)排出事業者に対する減量施策」につきましては、まず「①基本的な方向性」で、若干補足等をしております。――事業系ごみの減量施策の検討にあたっては、「廃棄物処理法」や大阪市条例に定める「排出事業者自らの処理責任」に基づき、「排出事業者責任の徹底」及び「排出事業者自らのごみ減量・リサイクルの取組み」を前提に進める

べきである。ここでは、ごみ減量をいかに進めていくかという視点でございますので、「排出事業者」という表現を使っております。以下の5行につきましても、「事業者」と表現していた部分を、「排出事業者」として整理しております。

「②大規模建築物における減量施策」、上から3行目に「建築物」という言葉がございます。そこも当初は「事業者」となっていたのですが、「建築物」という表現にしております。その2行後も、「事業者」となっていたところを「建築物」として、その状況がわかる表現に置き換えております。

②の項の下から4行目、なお書き以降ですが、文章として重複している等の問題があると思いましたので、資料のとおり整理させていただきました。――ごみ減量に向けては中長期的な視点から、現在1年毎に提出を求めている「減量計画書」について「中長期的な減量計画書」へ見直しを検討すべきと考える。更に、大阪市は、「中長期的な減量計画書」に従って、当該建築物から発生するごみの減量・リサイクルについて進捗状況の報告を求め、減量指導を行うことにより減量効果が期待できる。――「中長期的な減量計画書」の提出を検討するという表現で整理しております。

「③中小規模事業者における減量施策」のア、「減量施策」の進め方でございますが、――事業系ごみは、その業種によってごみ発生量や資源化率等が異なることや、地域毎に事業所の立地状況が異なることなどから、地域の実情に応じた多角的な減量施策の検討を行うべきである。――ここに、「大阪市全体で一律的な減量施策ではなく」という表現が入っていました。これは、紙ごみをターゲットにシミュレーションした中で、いろんな地域事情があるので一律の減量施策はいけないというご意見等がございましたので、そういう表現をしておりましたけれども、――地域毎の立地状況が異なることなどから、地域の実情に応じた多角的な減量施策の検討を行うべきである。――という表現で十分理解できるのではないかとということで、「大阪市全体で一律的な減量施策ではなく」という表現を割愛しております。

8ページ、上から3行目、なお書きでございますが、地域組織は家庭ごみが対象ではないか、事業系ではないのではないかとご意見もいただいておりますので、――モデル的事业については、例えば、事業所が多く立地している地域等は、「オフィス町内会」の検討、事業所が点在している地域では、「資源集団回収制度」の活用（地域の資源集団回収実施団体との協働）――と入れて、そのことがわかるような表現にしました。

――また、例として挙げた「オフィス町内会」は排出事業者が主体となって行うごみ減

量施策であるが――として、「事業者」ではなく「排出事業者」としまして、――こうした取組を進めるにあたっては、中心的な役割を果たす促進役――、ここも「事業者」となっておりましたが「促進役」と表現させていただきました。その次の行についても、促進役の育成について、NPO・事業者との協働・連携の中で進めるべきだと表現しております。

ウの「10kg未満排出事業者」、そこも「事業者」としていましたが、4行目、「10kg未満事業所」という具体の表現にしました。以下の括弧書き、「経済的インセンティブを導入する場合の課題」につきましても、「事業者」となっていますが、「10kg未満事業所」という表現をしております。

「②許可業者収集のアパート・マンションに対する減量施策」は、「アパート・マンションに対する減量施策」となっていたのを、「許可業者収集のアパート・マンションに対する減量施策」ということで表現を追加しております。

9ページの(3)、先ほど目次で申し上げましたが、「他都市事例を踏まえた減量施策」ということで、1つは指定袋制度を入れております。――大規模建築物では、大阪市の減量指導や排出事業者の取組もあり――というように、以前、アクティ大阪からご報告をいただきましたような排出事業者のご努力もあると思いますので、こういう表現を入れております。

「②資源化物の搬入禁止」につきましては、以前、とりまとめ案では「さいごに」の項にあがっていましたが、――「他都市事例を踏まえた減量施策」の中に入れていただきました。内容的には変わっておりませんが、――民間におけるリサイクルルートの整備状況や受入容量を十分把握した上で、その検討を行うべきである――としております。

6として「さいごに」ということで、(1)から(3)につきましては若干文章整理をいたしました。「(1)ごみ減量施策による効果目標の設定」は、――事業系ごみの減量施策の実施にあたっては、排出事業者の自主的な取組の推進や、その理解と協力が不可欠である。従って、排出事業者が理解し易いよう、具体的な減量数値目標を定めつつ、その進捗状況について公表することも考慮されるべきである――と表現しました。

「②基本計画との関わり」につきましては、とりまとめ案と変わっておりません。――実効性のある「基本計画」として策定されるよう要望する――。ここは「計画」となっておりましたが、ご審議をいただきましたように、大阪市の廃棄物処理基本計画は平成22年度

までで、平成22年度以降、基本計画として改めてつくり直さないといけませんので、「基本計画の策定」という表現を入れております。

10ページの「(3)実効性のある減量施策に向けて」も、1行目で「事業者」となっていたのを「排出事業者」という表現にしております。

続きまして、資料編の12ページ、資料1の右下に表がございます。実績値、家庭ごみ、事業系ごみ、環境系ごみ、合計の中に平成18年度の実績を加えております。

資料2、資料3は、そのままでございます。

資料4につきましても、平成18年度の数字を入れております。

資料5につきましても、一番下に家庭系ごみと事業系ごみを比較した円筒形がありますが、そこが平成17年度の比較になっておりましたのを平成18年度にしております。

資料7は、そのままでございます。

資料8-1では、表の一番右に平成18年度の数字を入れました。先ほどご報告しました用途別に資源化率が違うというのは、ここの率を使って書いております。

資料8-2も、平成18年度の数字を入れております。

資料9は、そのままでございます。

資料10は、他都市の施策を書いておりますが、資料10-2で神戸市の報告をしています。とりまとめ案では、神戸市の実施時期が「平成19年4月の予定」と過去に審議会でご報告をまいりました、もう実施しておりますので、予定という表現をとっております。

30ページ、資料12で、これまでご審議を賜ってまいりました審議会での審議状況についてご報告しております。

資料13は、大阪市廃棄物減量等推進審議会の委員名簿。今回、事業系ごみの減量施策のあり方についてご審議をいただきました委員の先生方のお名前を最後にあげさせていただいております。会長、副会長は別にいたしまして、アイウエオ順に並んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、前回のとりまとめ案に基づいてご意見をいただき、「答申(案)」として変更した部分について、ご報告を申し上げます。従って、「答申(案)」の構成としては、答申(案)、資料編が来まして、資料編の最後に審議の経過と委員の名簿が載るとい形になります。

ちょっと報告を漏らしました。申し訳ございません。7ページに返っていただきまし

て、「②大規模建築物における減量施策」の7行目の最後ですが、この「答申（案）」につきましては、事業系ごみ減量施策の今後の方向性ということでとりまとめさせていただいておりますので、委員の先生方から貴重なご提案をいただいたご意見につきまして、「きめ細かな取組」という表現を入れております。その前段から読みますと、――また、建築用途別や品目別に見るとごみ発生量の相違や資源化率が低くなっている部分について、引き続き、リサイクルルートの調査・研究・情報発進に努めるなど、きめ細かな取組が必要である――。審議会でのいろんなご意見を踏まえながらきめ細かな取り組みをしていこうという方向性を、そういう言葉として表現しております。

以上、事前に資料をお配りしていることに甘えまして、非常に雑駁なご報告になりましたが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○郡塙会長 今、事務局からご説明がありましたように、前回までのいろいろなとりまとめをし、その確認をしてもらって最終的な「答申（案）」としたいということで、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○東元専門委員 「答申（案）」ということで、最後のとりまとめになると思いますが、意見を述べる前に1点お聞きしたいのは、例えば今日ここで意見させていただくことが、この「答申（案）」にどこまで反映していただけるのか。もう出来上がったから、これでおしまいなんですという捉え方なのか。表現の仕方もそうですし、この辺のニュアンスはもうちょっと具体的に説明してほしいとか、そういう具体のところを意見させていただいて、それを最終答申の中に反映していただけるのかどうか。それを先にお聞きしてから、意見させてほしいと思います。

○辻課長 事業系ごみの減量施策のあり方ということで、とりまとめについては、一応基本的な方向性としてまとめていくということで進めてきました。そういう方向性について、本日のご意見を踏まえて「答申（案）」をどうしていくかということになると思いますので、この案についてのご意見をいただければと思います。

○東元専門委員 「答申」というのは、最終的に公開されると思いますけど、例えば表現が変わったりとか、内容が変わる可能性もあると認識したらいいわけですか。

○辻課長 本日のとりまとめがそういうことになりましたら、そういうことです。

○東元専門委員 ここで言ったことが、この文章の中でどれだけ反映されるのかというのは、せつかく私も1年余り参加させていただいて、これが抜けていたのと違うかなということがあるとどうかなと思うものですから、しっかり反映していただきたいというのを

含めて、できたら今から意見をすることを変えていただけたらという意味で申し上げたんです。

○辻課長 わかりました。いろいろご意見をいただいて、議事録もずっと公開しておりますので、それらご意見を踏まえて今後の施策を検討していくということになりますが、とりまとめについては、具体的に「こんなこと、あんなこと」という書き方はしておりません。「こんなことをしたらいいんじゃないでしょうか」という今後の方向性を踏まえて、「今後、よりきめ細かな施策を大阪市として推進してください」という方向でまとめさせていただいているということなんです。

○郡塙会長 最終的な我々の答申は、大阪市に出して、それをどういうふうに行政的事業として反映されるかは、我々ではなくて行政裁量の中でなされる。その行政裁量をされる上において、「こういう方向性でどうですか」という形で皆さん方からいただいた基本的な方向を載せさせていただいた。そういう面から言うと、本日は、これとまったく違う方向性を出してもらっては困るので、こういう方向性の中で少しご確認をいただいて、建設的なご意見をいただけたらと思います。

○東元専門委員 わかりました。いずれにしても、今後の大阪市のごみ行政は、当然この答申に則って進めていかれると私は思っているので、そういう意味で慎重に意見を述べたいなと思います。

まず、1点は、先ほどのご説明の中で「事業所」とか「事業者」とか、出す側の表現はいろいろあったわけですがけれども、具体的に言いますと、例えば9ページの下の方、「(2)基本計画との関り」の下から3行目に「情報公開を行いながら、市民・事業者・行政の連携・協働の視点」という大きな括りでの表現がありますが、ここで言う「事業者」は、ごみを出す人のことだけを言っているのか、例えば集める人も入っているのか、あるいは再生する人も入っているのか。今回、リサイクルというの大きな視点になっていると思うんですね。ここで「事業者」と最後に一括りにしてしまっているのは、もう少し具体的にどの人を指しているのかというところが必要ではないか。

次の10ページの「実効性のある減量施策に向けて」でも、当然大阪市はごみの減量を積極的に推進する立場にあって、その次に「市民・排出事業者と連携・協働した」とありますが、出す人に啓発したり指導されるということですけど、実効性ということになれば、当然その業に関わる、そのループに関わる人たちの参加がなければうまくいかないのではないかと、私、前回なり前々回でも少し言いました。

私の立場で「収集業者」という表現をしてくれとか、そういう意味では決してなくて、集める人、あるいはリサイクルする人たちも含めて連携・協働していくことがなければ少し物足りないような気がしましたので、まずそういったわかりやすいとか具体的な表現がもう少しあってもいいのではないかということです。

○村田委員 細かい話ですが、資料編の9-1、「大阪市の地域特性について」。本文の方では「地域特性」という言葉を訂正して「地域的特徴」になっていますが、これは整合性の観点からどうなのかなという感じがするわけです。具体的には7ページ、「地域特性」を「地域的特徴」という言葉に置き換えているのですが、資料編はまだ「地域特性」ということで資料が出ている。

それと同じことですが、ちょっと下に、――あわせて、他都市等で先行的に実施しているごみ減量施策の調査・研究も踏まえて行うべきと考える――。何を行うべきかという目的語がないので、何を行うのかということをもう少し明確にしたらいいいのではないかな。

それから、「踏まえて」という言葉がいらなくても考えられるわけですね。「ごみ減量施策の調査・研究も行うべきである」ととるのか、どっちなのでしょう。細かい点ですが、お伺いしたいと思います。

先ほど東元さんのお話もありましたが、少し抽象的な答申なんですけれども、例えば今の地域特徴で「具体的にこういうこともできるよ」という1つのサンプルなんかがあってもよかったのではないかなという感じもするんです。それはまた、行政の実施の面で活用する。単に資料を羅列するというのではなくて、それを活用してもらうためにも、資料編との具体的なつながりがちょっと薄いのではないかなという気がしました。

○宮川委員 9ページの「3他都市事例を踏まえた減量施策」の「①指定袋制度導入」の後半部分ですが、「こうしたことから、大阪市は、他都市で」の後にちょっと加えていただきたいのは、「排出事業者にインセンティブをつけることで減量効果が上がる例が報告されている」というのを付けていただいた方が具体化されるのではなからうかということと、「を参考にしながら」というところを「視野に入れて」と言った方が、より現実味があるのかなと思いました。後、「ごみ減量施策を今後進めるべきである」と言う方が、公開されるわけですから、事業者も見られるかなと思います。

○松本委員 私も小さなコメントですが、まず目次を見てください。5の(3)、「他都市事例を踏まえた減量施策」というところだけが、①、②として具体的な施策。これは「検

討」とか何も書いていないので、もう指定袋制度は導入するんだ、あるいは資源物等の搬入を禁止するんだというふうに誤解を与えるおそれがあります。

修正案の1つとしては、上の(1)、(2)は「減量施策」で終わっていますから、(3)も「他都市事例を踏まえた減量施策」として、①、②と立てずに「・」で処理するという方式。あるいは、①、②で残すのだったら、「導入の検討」とか「搬入禁止の検討」というのを付加すべきと思います。

次に、3ページ、今回ちょっと修正されたという「適正搬入対策（焼却工場等）」というのがありますが、焼却工場以外に何をイメージされて「等」をつけられているのか。もし他にないのであれば、「等」は入れるべきではないかもしれないし、他にあるのであれば、せめて2つぐらいの事例を出した上で「等」と言う方が適切ではないかと思います。

○郡鴫会長 今までのところを事務局で少し整理していただけますでしょうか。

○辻課長 前後するかもしれませんが、村田先生からおっしゃっていただきました地域特性の関係は、後ろの資料編と関わりが十分点検できておりません。我々としては「地域的特徴」ということで全部整理をするつもりなので、それはそういうこととして全部を見直したいと思います。

もう1つ、東元委員から言われた事業者の表現の関係ですが、10ページの「(3)実効性のある減量施策に向けて」の事業者については、「排出事業者」にさせていただきます。いわゆる「基本計画」とかそういう大きな部分につきましては、「基本計画」の中の基本方針として、3Rを推進するについて市民・事業者との連携も言っております。その中には製造事業者とかいろんな事業者がおられますので、そうした事業者との連携という意味で、「(2)基本計画との関り」の部分では、「事業者」という表現を使わせていただいております。3カ所ほど、その表現はあると思います。

それ以外につきましては、事業系ごみの減量施策についてご審議をお願いしてきましたので、全てごみを出す事業者、「排出事業者」という表現で統一させていただいております。従いまして、10ページの(3)につきましても、ごみを出す事業者という意味で「排出事業者」との連携・協働が要するという表現にしております。

宮川委員、松本委員から言われた部分につきましては、ご意見を踏まえてこれから検討したいと思います。

○郡鴫会長 おっしゃるように、大阪市の「基本計画」、その上位の計画であります「循環型社会形成推進法」の中でも、どちらかという「事業者」という言葉を書いておりま

して、「事業者及び国民」という言い方だったと思いますが、それとの連携、その上でコーディネート役としての行政という表現だろうと思います。おそらくその「基本計画」あるいは国の上位計画を踏まえた上での表現ではないかという気がします。

他にございますでしょうか。

○武智委員 8ページ、(2)の1行目、――大阪市では、一部のアパート・マンションから排出されるごみを許可業者が収集しているが――という中で、私自身が定かではないですが、この「一部」という表現がどうかと思うのは、シェアの面。どれぐらいの比率になっているかなど。と言うのは、理想としては、許可業者じゃなくて全部直接行政に取っていただけるようになっていたらいいんだけど、「一部」と言えば、ほんの少しがそういう形で残っているのか。あるいは、ほとんどそのまま残っておって、例えばこういう日本語が適正だということ表現しているのか。ここら辺が非常に意味があるわけですね。

だから、「一部」と限定せずに、もっと適正に「そういう形で取られている部分が」という表現に変えてもらえないかなど。「一部」と言うと、パーセンテージで言うと1%か、10%か、30%も包含するだろうから、非常に曖昧に聞こえるわけです。これは大きな問題として残っている部分ですから、お願いしたいと思います。

○小川委員 概ねいいとは思いますが、ちょっと教えてほしいことがありまして、一番わかりいいのが資料11-1、「紙ごみの資源化について」ということで、焼却工場搬入禁止となっています。この市ではこういうことになっていると思いますけど、大阪府は、当然、今はそうではないですね。例えば収集運搬業者さんが民間のリサイクル施設に持っていくのと、市の焼却施設に持っていくのと、コスト的にどっちが高くつくんですかね。もし民間のリサイクル施設に持っていく方が結果的に安くつくのなら、皆、そっちへ流れますよね。その辺は実態としてはどうなっているのかということと、大阪府さんが決めている収集業者さんは、そういうところへ持っていったらいいかんことになっているのか。その辺のところを教えてくださいたいと思います。

というのは、先ほど誰かが言われていましたけど、具体的な施策として書かれているのは、指定袋と資源物等の搬入禁止の2つで、資源の流れをちょっとだけ説明していただくとわかりいいんですが。

○大橋委員 10ページの「実効性のある減量施策に向けて」という部分ですが、今、情勢的に原油高になっていますので、各事業者は、包材とか印刷物とかの減量は環境に関わらずされていくと思いますし、市民の生活も、物価高で消費が落ち込んでいくという状況

があらうかと思えます。そういうところにおける減量効果と市が行う減量施策の実効性を区別して検証できるのかを少し教えていただきたいと思えます。

○郡寫会長 そこまでで答えられるところがございましたら、事務局から。

○谷課長 まず、紙の問題でございますが、私ども、この中でもご報告させていただいていますように、一定規模以上の大規模建築物には、減量計画書の提出、実績報告を義務づけております。そうした報告書を見てまいりますと、まず大規模な建物ですが、オフィス等で分別された紙ごみは、そのオフィスからリサイクル業者さんを通じて紙問屋さんに行くのがメインでございます。一方で、私どもの許可業者さんがそれを紙ごみ屋さんにとっていっているケースもございます。

一方、大規模建築物以外の小規模建築物で、分けられているケースと分けられていないケースがございますが、分けられているケースで、ある程度ロットがたまりましたら、これもリサイクル業者さんが持っていかれるケースと許可業者さんがそういうルートで流しておられるケースということで、様々でございます。ですから、ある程度たまった部分については、リサイクル業者さん、あるいは許可業者さんを通じてリサイクルルートへ流れているのが実態でございます。

○辻課長 大橋委員から言われた点ですが、前の「基本計画」につきましても、PDC Aサイクルで今の進捗状況がどうかについて全部公開していくことにしておりますし、家庭系あるいは事業系の進捗状況については、常に「今はここまで進んでいます」ということをわかりやすい形で、例えばホームページとか資料等で出せる形は常に検討していきたいと思っております。

今は全体のごみ処理量が経済の状況と全然かけ離れているということも言われておりますし、循環型社会の白書ではデカップリングみたいな表現もありまして、必ずしも一致しておりません。今後どう推移していくのかという点は、我々としても心配なところなので、常に進捗状況についてはご報告をしていくという形で取り扱いたいと思っております。

それから、先ほど松本委員から言われた「焼却工場等」の「等」ですけれども、「等」については破碎施設でして、大阪市の場合は焼却工場と破碎施設の2つしかございませんので、2つだったら「等」をつける必要もないのですが、「等」は破碎施設です。

○郡寫会長 「一部」は実態を踏まえて書いたらどうかという武智委員のお話は。

○辻課長 言われていますように、「一部」というとそういうこともございますので、表現は一ぺん考えます。

○武智委員 かなりその状態が、やむを得ず残ってるでしょう？ アパート・マンションの場合、古い建物は道路に面してなくてとれないから有料でという形が、そのままずっと20年ぐらい硬直状態で続いていると思うんですよ。昭和30年代、40年代、50年代の前半までは、道路脇に廃棄物をとってもらえるような構造になってなかったから、そのままそれが残っている。パーセンテージでいったら10%以内とかだったら「一部」だけど、私は30%ぐらいはあるんじゃないかと思うんですよ。だから、表現が適正ではないと思うので。

○小川委員 先ほどの件ですが、先ほどの答えの中では、収集運搬業者さんには特に「リサイクル施設に持っていきなさいよ」という指導をされているわけではないですね。それは、なるだけそういう指導をしてほしいですね。お金の問題があるから一概に言われないのかもわからないけど、資料11-1みたいに焼却工場への搬入禁止というのは極端な話で、本来ならコスト的に受入価格を上げるとか何かすれば自動的に片側に流れるし、不法投棄もきっと減ると思います。どうしても持っていけないものは、どうしたってどこかへ入れないといかんわけですから、極端に搬入禁止というのも何か変な話だし、そういう指導をしていただくことが重要なことなので、その辺の文面をどこかに入れていただけるとありがたいなと思います。

○郡鴫会長 9ページでは、必ずしも「搬入禁止」とは言っていないですよ。微妙な言い回しをしておりますので、そこら辺は少し考えられるかなという気がします。

発言されていない方、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○花嶋委員 今の小川委員のお話をお聞きするにつけ、東元委員が最初に言われたように、事業者と排出事業者という文言の問題ではなくて、集める人とか古紙の回収問屋さんとか、飼料化している方々とか、そういう方々の役割みたいなものもやはり大きいのではないかと思うので、そうすると、その方々に対する記述がどこにもないというのはちょっと。

今回、7ページの上の方に書いてあるように、特に2R（発生抑制と再使用）に積極的に取り組むということで、3番目のリサイクルについては置いておくというのであれば、このままでもいいのかもしれませんが、現実問題としては、やはり出てきてしまったものをどうするか、そのためにはそれを運ぶ方とか、それを引き受ける事業者とも連携するというのが重要な課題なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

唯一、7ページの中段に「リサイクルルートの調査・研究・情報発信に努める」という

ことが書いてありますけれども、もう少しリサイクルルートに関わる方々も一緒に頑張ろうよという記述がどこかに欲しいなと思います。

○東元専門委員 私が質問するのがあまりにも具体的すぎるのかなとも思うのですが、今回、こういう場に出席をさせていただいて、できるだけ実情をお話ししてわかっていただきたいなという面もあるので、許可業者という立場で偏ったことはできるだけ言わないように、比較的自分で言葉も選びながら意見をさせていただいたつもりですけれども、最終的に「答申」を拝見すると、大阪市の行政の立場での施策なのでやむを得ないのかなと思いますが、率直なイメージというかニュアンスは、直営はいろいろ手を打って頑張っただけ減量できたけど、民間許可業者は大して何もせずに減量が進んでないねんみたいな感じを端的に受けるんですよね。それは、私が許可業者だからというところもあるかもわからないですけども、資源化率の数値のことも含めていろいろ表現されている中で、なぜ減らないのかということをもっと具体的にやらないといかんのではないかなと思うんです。

先ほど武智委員も言われたように、例えば今回、「事業系ごみ減量施策のあり方」がテーマにある中で、なぜ私らが扱う家庭系のアパ・マンが減量施策の中に具体項目で最終的にあがってきているのかというのは、素直にちょっとわかりづらいですよ。武智委員がおっしゃった「一部の」という表現の中でも、17ページの資料6でいろいろと大阪市でもデータを出されて、いわゆる直営が収集するものと我々許可業者が収集する棲み分けみたいなものが、以前よりかなり明確にオープンになっている。この資料を見れば、当然ある程度の数量の把握はできるのではないかなと私は思うんです。それを「数%」という表現にするのか、「一部」という表現にするのかということもあります。

さらに、この表を見たら一目瞭然で、事業系ごみを減量するのに具体的な数値目標を掲げますということで、現に掲げておられるんですけど、その1割をどこに当てはめられるのか、最終的に私は非常に興味があるんですよ。ここで言う「会社・商店・工場等」の82.2万tだけを対象として減量するのか。あるいは、一般搬入というのがあるわけですよ。これは、排出事業者が直接工場へ持っていかれる。これが8万5,000tあるわけです。また、大阪市さんが住居併設等で無料で収集されている10kg未満の事業系についても、推定8.7万tあります。さらに、大阪市が受託有料収集されている「学校・公共施設等」も3万t。当然、これも事業系ということになるわけですから、具体的な数値目標を掲げる時には、少なくとも今申し上げた4つの部分が対象になるのかなと思うので、これは具体的質問すぎるかもわからないですけど、そこの考え方みたいなものもすごく根幹に関わる部分

かと思しますので、できればご回答いただきたい。

それから、今日いただいた「答申（案）」で、先ほど松本委員もおっしゃった3ページで適正搬入対策が出てきています。お役所の人は、すぐ「等」を使われるんですけど、非常に便利な言葉なのかなと思いますが、ここでも「許可業者等」となっています。一般的に見たら、許可業者以外に他に何があるのかなと。一般搬入のダンピングチェックなんてあまりやっておられないということを以前聞いたんですけど、ここで言う「許可業者等」というのはどうなのかなというところがすごく気になります。

それから、5ページ、我々許可業者が収集するアパ・マンの課題として、資源ごみの成果が直営さんと比べたら比率的に低いですよと指摘されています。この理由は、ワンルームのことだとか、入退居が非常に多い、あるいは分別の徹底が行われていない。当然、我々も啓発せないかんのですけど、大阪市も啓発をもっとしっかりやってもらわないかんのかなという中で、スペースの問題ですね。特にワンルームとか小さなマンションの場合に、分別をするだけのスペースがあるかないかという問題も少しあるように思うんですよ。また、それを意見されていた方もおられたように思うので、集積場所の問題というものもあると考えます。たまたま先月、MBSのニュースで透明袋の実態を取り上げられた時に、毎日放送の記者がそういうことも触れていたように、この理由の中にはスペースの問題とかもあると思います。

それから、小川委員がおっしゃった、どっちがコストがかかるんですかということですけど、はっきり言って、今、市況を見ると紙はかなり中国へ輸出されていて、非常に高い値段がついているので、当然、ごみで捨てるよりは売却した方がいい。ただ、運ぶ1回分の量とか収集コストがありますので、必ずしも絶対とは言えないですけども、今の市況的にいくと、紙のみならず、ペットボトルとか空き缶、特にアルミ缶なんかは非常に高価で売却できますので、以前にも少しご説明したように、私たちが分別収集している資源ごみというのは、必ずしも大阪市の焼却工場に設置しているコンテナに入っているとは限らない。自分たちで集めて仕分けして売却しているということもあるので、数量的にはここに反映されていない部分もあると思います。

ただ、これが今後、50年、100年と未来永劫持続できるかどうかというのは、非常に課題があると思います。少なくとも今は有価として取り引きされているけれども、将来的にはどうかなという問題は確かにあるように思います。

もう1つだけあえて言わせていただきたいのは、10kg未満の中で住居併用で、例えば1

階がお店で2階がお住まいというところをどういうふうに区分けするのかということで、京都市さんの例を出させていただくと、京都の許可業者さんを取り仕切る組合の事務局長さんからご説明を聞いたのですけれども、京都市は、今、指定袋で黄色い袋、45ℓで0.1円、45円の費用を払って、基本的に家庭系については市の直営が有料収集している。事業系については、100%業者が回収している。20年くらい前に業者に開放したという例がある。ちなみに、1階と2階とでそういうところ、大阪にもいっぱいあるのですけれども、その明確な区分というのは、京都市が収集するのは黄色い袋で統一し、民間が収集している部分は、当然これも有料ですけれども、あえて袋を指定していないということで、明確に区分されているという例もある。

今回、「他都市事例を踏まえた減量施策」というのが急に出てきているのですけど、先ほどもおっしゃっていたように、これだけを見ると、大阪市も指定袋になるのかな、排除施策という形で資源物は全部搬入禁止になるのかなと。どうしてもここがすごく強調されているように思います。市民の方や排出事業者さんを圧迫する規制ばかりが前に出て、もう少し実態というものも伴う中で具体的内容を考えていかないといけないと思います。

特に紙ごみについては、古紙業者さん、再生業者さんの中でも今問題になっているのは、紙ごみという形で「全量リサイクルします」というものの、必ずしも全部がリサイクルできないんですよ。できないものは、もう一ぺん大阪市の焼却工場に返っていったわけです。この間、業界新聞を拝見すると、大阪市のリサイクルに対するマニフェストを発行されるとかされないとかいうことがあったようですけれども、出たものがすべて本当にループの形になってきれいにリサイクルされているのかということもよく考えた上でやっていかないと、他都市が先行してやっているから大阪市も行こうということだけでは、簡単にはいかないのではないかと思います。

過去、私も何回か、この審議会の中でそういったお話もさせていただいたと思うのですが、そういうところもしっかり答申の中で反映していただきたいということで、長くなりましたけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

○郡鴫会長 今回の審議会の中では、具体的なデータも少しずつはっきりし始めて、おぼろげなところから少し進んだようですけれども、より具体的になると、今度は逆にいろいろな利害関係がありまして、そのところを本当はこの審議会でウィン・ウィンといえますか、皆が得をするだけの知恵が出れば施策の中に書き込めたのですが、残念ながらこういう形になっています。この審議会は、従来からもできるだけウィン・ウィンの形をつ

くりたいと。そのためには我々の知恵が出なくてはいけないのですが、できるだけ利害的な調整をするという形での答申というのは今までもやってこなかったような気がします。

そういう面で、方向性としてこういう形ということですが、先ほど花嶋委員がおっしゃったように、2Rと言いながら、その知恵ができていないために、最終的には大量廃棄を大量リサイクルに変えただけで本当にごみの減量化になっているのかどうかという問題もあります。基本的には、ターゲットとしては排出事業者に対してという形を中心にしながら、少しでも現状を打開するための1つの方向性を出していこうということだろうと思います。

他に、ぜひともこれだけはというのがございましたら、よろしくお願いします。

○武智委員 いろんな点でコンプライアンスの問題も、私は厳しくうたわれなければならんのではないかと思うんです。と申しますのは、ごみの減量は、環境に対する法律とあいま問題も非常に多く介在している。一方で、市民サイドでそれを受け入れて守る人たちと守らない人たちとのマナー面における歴然とした違いが、我々の市民社会で罷り通っている。それがために、遵法精神を持って市民社会をよくしようとしている善意の人たちが、せつかく一生懸命やりながら、一方では一部のマナーの悪い人たちが罷り通っていくので、ナンセンスじゃないかというようなコンプライアンスに対する姿勢、また行政の努力の曖昧さに対する退廃的な気持ちが非常に起こってくる。

だから、うまくいっておつても、ちょっと油断すると元へ戻っていくということで、この「答申(案)」の中に、そういうコンプライアンス的なものも踏まえたものを、私は意見としてお願いしておきたい。特に家庭系ごみ、例えば一般市民が出すごみのあり方に対しては、そういうものをうたうべきではないか。例えば大阪だったら地域振興会あたりがいろんな形で努力して、再生ごみはこうしよう、これはこうしましょうと一方でうたいながら、一方ではむちゃくちゃなことが罷り通っているということではいカンのではないか。また、環境に対してもよくない。また、行政も困るのではないか。法治国家であるから、そこら辺を行政が毅然とした姿勢でうたい込む。可能性の問題はいろいろあると思いますが、そういう努力が滲み出るものがないといけません。ただ答申したから、これで終わったよというのではなくて、一緒になって守らせるような滲み出るものをお願いしたいと思います。

○原田委員 先ほど、アパート・マンションが家庭系のごみだけでも事業系のごみの括りになっていることについて意見が出た時に言えばよかったですけれども、この審議

会での議論をずっと思い起こしていった時に、本来、分別収集するものを一括して回収業者さんをお願いすることで、分別されないで、そのままごみとなってしまうのが問題ではないかという話があって、こういう議論がスタートしていったと思うんですね。それをよく覚えているのですけれども、ですからその議論を尊重して何か書き込むとしたら、事業系ごみの中に入れることでちょっと混乱するので、そこを注目して議論したというまとめ方の問題で何か工夫があれば、議論したことが活かせるのかなと思います。

○郡寫会長 他にございますでしょうか。

方向性としてはこういう形で我々が議論を進めてきたということで、今日、いただいたご意見をもう一度整理しまして、事務局だけではなくて、私と副会長の藤田先生も参加するという形で最終的にとりまとめをしたいと思っておりますけれども、そういう形でご一任いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、いま一度、事務局に今日の議論を整理していただいて、その後、副会長の藤田先生と一緒に皆さん方のニュアンス的なところをくみながら何とか努力をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

答申はそういう形でとりまとめさせていただくということで、その後、各委員には事務局からお送りする「答申」で確認をしていただきたいと思っております。

今日を含めまして9回にわたりました「答申（案）」としてのとりまとめは、これにて事務的には終了させていただきたいと思っております。閉会に当たりまして、事務局、何かございますでしょうか。

○辻課長 今、会長からまとめていただきました内容で結構かと思っております。会長、副会長と調整をさせていただきまして、表現を含めて修正し、「答申」をいただくという手続を進めたいと思っております。

○村田委員 会長、副会長さんにまとめていただくのは結構ですが、いつ頃になりますでしょうか。というのは、今日発言しなかったけれども何か気がついたことがあったら、それは情報を提供できるのかどうかということですね。

○郡寫会長 3月のいつ頃に答申として、今のところ、部内で調整されているのか。それに向けての最終答申だろうと思っておりますが。

○辻課長 今日の議論を踏まえまして調整させていただきました内容がまとまって、それから答申をいただく日程を段取りしたいのですが、実は3月に入りますと市会が始まってしまいますので、その辺の日程調整がまだできていません。この1週間ぐらいは、い

ろいろご意見をいただける期間はあるだろうと思います。

○郡寫会長 今日ご意見が出なかったけれども後で気づいたということがございましたら、1週間以内に事務局へファックスしていただいて、それも含めて副会長と調整をしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

他によろしゅうございますか。

それでは、いろいろご議論いただきまして、ありがとうございました。最終答申へ向けでもう一頑張りだと思えますが、皆さん方のご協力をよろしくをお願いします。本日は、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○並河課長代理 委員の皆様には、本日は長時間、大変ありがとうございました。

閉 会 午後4時